第 8 回

渋川地区市町村任意合併協議会会議録

日 時 平成16年5月27日(木) 午後2時00分~3時30分 場 所 渋川市民会館小ホール

<u>渋川地区市町村任意合併協議会</u>

1 出席及び欠席委員等

出席委員等(委員44名・参与3名)

役職名	委員区分	氏	名	備考
会 長		木暮	治一	渋川市長
副会長	1号委員	関口	俊 二	伊香保町長
	(市町村長)	小 野	利 治	小野上村長
		阿久津	貞 司	子持村長
		永 井	良一	赤城村長
		木 村	榮 一	北橘村長
委 員	2号委員	桑島	保 男	渋川市助役
	(助役)	野 村	哲 男	小野上村助役
		信 澤	明	子持村助役
		都 丸	芳 雄	赤城村助役
		塩 谷	勝巳	北橘村助役
	3号委員	小 林	雅夫	渋川市議会選出議員
	(議会議員)	新井	晟 久	渋川市議会選出議員
		松本	好 司	伊香保町議会議長
		髙橋	寿 男	伊香保町議会選出議員
		塩 野	光 弘	伊香保町議会選出議員
		平方	由衛	小野上村議会議長
		中沢	義美	小野上村議会選出議員
		角田	皇	小野上村議会選出議員
		山下	重夫	子持村議会議長
		埴 田	彦一郎	子持村議会選出議員
		後藤	邦 夫	子持村議会選出議員
		角田	一民	赤城村議会議長
		岩崎	幸代	赤城村議会選出議員
		狩 野	富雄	赤城村議会選出議員
		狩 野	義 雄	北橘村議会議長
		南雲	鋭一	北橘村議会選出議員
		楯	信一	北橘村議会選出議員

役職名	委員区分	氏	名	備考
委 員	4号委員	今 成	久 男	渋川市自治会連合会会長
	(学識経験者)	町田	久	渋川商工会議所会頭
		飯 野	照 男	渋川市農業委員会会長
		ЩΠ	源一郎	伊香保町区長会会長
		木暮	敞 治	小野上村商工会会長
		村 上	嶋 男	小野上村農業委員会会長
		小野	こと	小野上村レディースクラブ会長
		飯 塚	重雄	子持村自治会長連絡協議会会長
		石 関	吉 幸	子持村商工会会長
		小澤		子持村農業委員会会長
		木暮	政 光	赤城村商工会会長
		兵 藤	吉 弘	赤城村農業委員会会長
		池田	洋 一	赤城村区長会会長
		井 野	信一郎	北橘村区長会会長
		小 泉	隆雄	北橘村農業委員会会長
	5 号委員	戸所	隆	高崎経済大学地域政策学部教授
	(市町村共通学	小野	宇三郎	群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長
	識経験者)			
参与		角田	登	群馬県議会議員
		登 坂	建一	渋川行政事務所長
		伊 藤	一秀	北群渋川農業協同組合代表理事副組合長

欠席委員等(委員6名・参与3名)

委	員	2号委員	村尾隆史	伊香保町助役
		3号委員	宮下宏	渋川市議会議長
		4号委員	千明三右衛門	(社)伊香保温泉観光協会会長
			長 竹 佳子	伊香保町婦人会会長
			高橋新吉	北橘村商工会会長
		5 号委員	桜 井 芳 樹	渋川地区医師会会長
参	与		真下 誠治	群馬県議会議員
			大林 喬任	群馬県議会議員
			三 田 善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長

市町村合併担当課長等

市町村名	氏	名	備考
渋川市	都 丸	博 樹	企画課長
伊香保町	高 橋	義明	企画観光課長
小野上村	平方	敏 治	企画観光課長
子持村	後藤	光 好	企画課長
赤城村	樺 澤	常雄	企画課長
北橘村	町田	進	企画財政課長

事務局職員

市町村名	氏	名	備考
渋川市	吉 原	康之	事務局長
渋川市	五十嵐	研介	事務局次長
渋川市	福島	泰 利	総務GL (グループリーダー)
渋川市	笹 原	浩	計画G(ダループ)
渋川市	灰田	幸治	調整G
渋川市	木 村	毅	総務G
伊香保町	藤岡	孝 広	計画G L
小野上村	飯塚	玄 浩	調整G
子持村	寺島	剛	総務G
赤城村	須田	茂 之	計画G
北橘村	萩原	一夫	調整GL

傍聴人

X	分	人	数	備	考	
報道関	[係者	4 社	4名			
_	般	1	2名			
合	計	1	6名			

2 会議に付した案件

協議事項

議案第46号 協議項目24-14「農林水産関係事業の取扱い」

議案第47号 協議項目24-15「商工・観光関係事業の取扱い」

議案第48号 協議項目24-18「上水道等の取扱い」

議案第49号 協議項目24-19「公共下水道等の取扱い」

議案第50号 協議項目24-20「学校教育の取扱い」

議案第51号 協議項目24-21「社会教育の取扱い」

開 会(午後2時00分)

事務局次長(五十嵐研介君) 定刻となりましたので、ただいまから第8回渋川地 区市町村任意合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長(木暮治一君) みなさまこんにちは、第8回の任意合併協議会を開催しま したところ、みなさまには大変お忙しい中、協議会にご出席いただきまして誠に ありがとうございます。

まず、本日の協議会は第8回目を迎える訳でありますが、協議項目も残り少なくなって参りましたが、本日は「農林水産関係事業の取扱い」ほか5議案についてのご協議をお願いすることとなっています。

去る4月28日に開催いたしました協議会におきまして、住民説明会の開催についてご報告申し上げましたが、委員のみなさま、また、関係市町村のご協力によりまして、5月18日から地域内12会場で多くの方々のご参加をいただきまして、貴重なご意見をいただくことができました。なお、明後日にもう1回の説明会が残されておりますが、住民のみなさまからいただいたご意見につきましては、今後の新市建設計画への反映に努めて参りたいと考えております。

県内各地の市町村合併への取り組み状況を見ましても、高崎圏域、藤岡圏域での合併の枠組みを問う住民投票の実施など、にわかに急速な進展が見られております。本地域におきましても、まだまだ不安定な状況にあるわけでありますが、国や地方の財政状況や地域の将来を見据えた中で、この渋川地区6市町村の新しいまちづくりに向けてまして、引き続きご協議をお願いすることにご理解とご協力をいただきたいと思っております。

なお、協議会開催の日程といたしましては、6月末の第9回を最終の協議会としているわけでありますが、地域審議会の取り扱いなど、未協議の項目や調整方針に基づいた具体的な内容につきまして、皆様にご報告すべき項目もありますので、第9回以降状況に応じまして、さらに協議回の開催をお願いすることも考えております。

ご協力をお願いいたしまして、開会に当たりましてのごあいさつといたします。 よろしくお願いいたします。

事務局次長(五十嵐研介君) ありがとうございました。

それでは、ただいまから次第に基づきまして協議事項に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、 市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第10条第2項の規定によりまして、 会長が議長になることとされておりますので、会長の木暮渋川市長に議事進行を お願いいたします。

なお、本日は44人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数50人の 半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして、会議が成立し ておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長(木暮治一君) それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、 よろしくご協力をお願い申し上げます。

まず最初に、会議録署名人の指名でありますが、協議会会議運営規程に基づきまして、議長が指名することになっております。各市町村の特別職にお願いすることとしておりますので、前回は渋川市の桑島助役にお願いいたしましたので、今回は名簿順によりまして、小野上村の野村助役にお願いをいたします。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

次第3の協議事項、議案第46号 協議項目24 14「農林水産関係事業の取扱い」 についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長。

議案第46号 協議項目24-14 農林水産関係事業の取扱い

事務局長(吉原康之君) それでは、小さい資料でありますが、1ページをお開き いただきたいと思います。議案第46号について説明をいたします。

協議項目24 14「農林水産関係事業の取扱い」に関することについて、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、農業集落排水事業及び事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者分担金については、現行のとおりとし、使用料については、渋川市の使用料基準に「臨時用1 につき203円」を加えることとし、また水洗便所改造資金貸付制度については、渋川市の例により、2、農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進基本構想、地域農業マスタープラン及び森林整備計画については、新市において策定し、3、農業振興対策及び担い手対策については、合併時に調整し、遊休農地対策については、新市において調整し、市民農園事業については、現行のとおりとするものであります。4、水田農業経営確立対策事業については、新市において調整し、5、農業近代化資金等利子補給及び認定農業者育成資金利子補給は、渋川市の例により、6、農業基盤整備事業等については、現行のとおり継続し、園芸振興対策事業、畜産振興事業及び林業振興事業については、新市において調整するとするものであります。

大きい協議項目参考資料の1ページをごらんいただきたいと思います。調整方

針については、ただいま説明をいたしたとおりであります。右側の調整理由・課題の欄でありますが、それぞれかなり詳細な内容になっておりますので、要旨について現況の欄とあわせてご説明をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、現況の欄でありますが、まず1の下水道、括弧内にありますように 農業集落排水の事業では、次ページにわたって整理をいたしておりまして、調整 につきましては排水処理施設、事業計画及び受益者分担金については、該当する 市町村によって特殊性やこれまでの経緯があることから調整しないこととし、使 用料及び水洗便所改造資金貸付制度については、相違があるため、住民への影響 を配慮して調整し、課題といたしましては、合併後住民要望等に配慮しながら処 理区域の統合や効率的な排水処理を進めるための合併浄化槽等の比較検討を、ま た施設の維持管理体制、運転経費及び汚泥処分等の検討の必要性も挙げておりま す。さらに、新たな処理区の受益者分担金については、事業規模、建設費等を配 慮した検討の必要性を挙げております。

表の(1)の事業区域の概要でありますが、ごらんのとおり伊香保町及び小野上村には事業はありませんで、2町村以外はそれぞれ地域の状況を反映いたしまして、計画処理人口、計画処理能力など、かなりの違いがあることがわかります。(2)の分担金でありますが、先ほどの調整理由でも申し上げましたが、地域による特殊性等から、ごらんのとおり自治体によりましても、また同じ地域でも違いが見られる状況にあります。

次の2ページをお願いいたします。(3)の使用料でありますが、使用料の基準もそれぞれ地域によって違いが見られますし、渋川市及び子持村には臨時用という区分がありませんで、先ほどの調整方針の説明で臨時用1立米につき203円を加えると申し上げましたのは、この部分にということであります。それぞれ地域の下段にありますとおり、現行の使用料基準を前提に、一般家庭で1カ月30トン使用した場合の料金を整理いたしますと、記載のとおりでありまして、いずれも2,900円台で余り違いのないことがわかります。(4)の水洗便所改造資金貸付制度は、渋川市と赤城村だけに制度がありますが、融資限度額等について違いが見られます。

3ページをお願いいたします。次に、2の農業振興計画等であります。調整理由等でありますが、各種計画につきましては、現行の計画が失効いたしますことから、新市において策定をし、課題といたしましては、都市計画マスタープランを初め各地域における土地利用、人口、産業などの将来動向を考慮し、県の農業振興地域指定との整合性を図る必要があるということを挙げております。

表の(1)の農業振興地域整備計画以下、表に示しましたように、それぞれ策定の根拠法に基づきまして策定されておりますので、策定の年度は同一のものが

多い状況にありますが、内容につきましては各市町村の計画策定等の背景や状況が異なりますことから、それぞれ違いが見られるところであります。

3の農業振興対策では、6市町村において事業の内容を初め補助制度、農業経営改善のための農業改善支援センターなどの状況に差異があることから、新市で一体的に取り組むために調整するものでありまして、課題といたしましては、農地流動化推進員の設置や農業改善支援センターの設置箇所数等の検討の必要性を挙げております。

表の(1)の農地流動化地域総合推進事業以下、次ページにわたりますが、事業を実施しているところ、していないところ、そして実施している地域においても、例えば表の(1)の農地流動化の関係では、事業費等事業内容に違いが見られます。次の(2)の認定農業者の関係では、子持村以外ではほぼ同様の事業内容となっております。

4ページをお願いいたします。4の担い手対策でありますが、認定農業者協議会支援事業を実施していない町村があるので、新市において一体的な取り組みの必要性から調整をし、課題といたしましては支部組織の検討の必要性を挙げております。各市町村の状況については、記載のとおりであります。

次の5の遊休農地対策、6市町村の現況に差異がありますものの調整が難しいことから、調整は新市において行い、課題といたしましては、遊休農地対策では 農地流動化事業や利用集積事業等の活用を挙げております。

まず、表の(1)の遊休農地対策でありますが、渋川市や子持村のように単独 事業として実施しているところ、小野上村、赤城村及び北橘村のように県の補助 事業として実施しているところがありまして、補助対象など事業内容についても 差異が見られるところであります。

5ページをお願いいたします。6の水田農業経営確立対策事業でありますが、以下の表に整理をいたしました状況でありまして、これについては説明を省略いたします。次の7の農業近代化資金等利子補給等でありますが、利子補給率に差異があることから調整するものでありまして、(1)の農業近代化の関係では、伊香保町以外の5市村がそれぞれ事業を行っておりまして、渋川市、小野上村及び子持村では利子補給率を2%としておりますが、赤城村及び北橘村では利子補給率を1.5%としております。また、(2)の認定農業者の関係では、伊香保町と小野上村以外の4市村がそれぞれ実施しておりまして、これについても利子補給率に差異があるところであります。

6ページをお願いいたします。8の農業基盤整備事業では、現在実施中の事業について調整しないことといたしまして、表にありますように(1)の農地関係事業負担及び(2)の団体営土地改良事業につきましては、6市町村の状況を反映いたしまして、実施していないところと実施しているところがあります。(3)

の小規模土地改良事業につきましては、事業内容は異なりますものの6市町村いずれでも実施しており、また(4)の農道整備事業は伊香保町以外の5市村で実施しております。

7ページをお願いいたします。8の園芸振興対策事業では、実施事業の種類や事業内容に差異が見られるものの6市町村の実施の背景等から調整が困難なため、調整は行わないこととし、課題といたしましては、特産化やブランド化など地域特性を生かした振興対策の必要性を挙げています。表にありますように、これまでに説明をいたしました他の事業と同様に6市町村において地域の状況を反映いたしまして、実施事業の種類も、また同一の事業でもその内容については違いが見られるところであります。

10の畜産振興事業では、次ページにわたり整理をしておりますが、まず(1)の家畜衛生事業では、渋川市及び伊香保町以外で事業が実施されておりまして、赤城村においては赤城村家畜診療所を中心として事業が行われておりまして、他とやや異なった事業の取り組みとなっております。

次の8ページをお願いいたします。(2)の酪農ヘルパー事業以下、関係市町村では幾つかの事業に取り組んでおりますが、取り組み事業についても、また事業内容についても差異が見られるところであります。

9ページをお願いいたします。11の森林整備計画でありますが、これは森林法に基づきまして市町村が10年を1期とし、5年ごとに策定をしなければならない計画でありまして、そのようなことから計画の項目については同一のものとなっております。12の林業振興事業でありますが、これについては次ページにわたって整理をいたしておりまして、表の(1)の間伐促進事業から(3)の森林整備担い手対策事業については、それぞれの市町村の状況を反映いたしまして実施している事業の種類も、また事業内容についても違いが見られます。(4)の林業整備事業については、事業内容は異なりますものの、いずれの市町村においても事業が実施されております。

次の10ページをお願いいたします。(5)のキノコ事業普及促進事業及び(6) の森林病害虫等防除対策事業についても、それぞれごらんのとおりでありますが、 内容の説明は省略をいたします。

次の11ページをお願いいたします。ここでは関係法令ということで、地方自治 法や農業振興地域の整備に関する法律などの関係規定を抜粋したものであります が、説明は省略をいたします。

12ページをお願いいたします。13の先進地事例でありますが、次ページにわたって整理をいたしておりまして、篠山市、さぬき市、あさぎり町、それから13ページになりますが、東かがわ市では当任意協議会の場合と異なりまして、農林業関係団体等についても調整方針を決めておりまして、特に12ページにありますあ

さぎり町及び13ページになりますが、東かがわ市の例ではかなり詳細な調整方針として整理をされたようであります。それから、13ページになりますが、最後のかほく市の例が本調整案とほぼ同様の内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりましたが、議案第46号につきましてご 質問等ございましたらお願いいたします。 はい。

委員(新井晟久君) 渋川市の新井と申します。一つだけお聞きをいたします。 農集排と公共下水道以外の地区については、合併処理浄化槽の普及を図らなければならないと思いますけれども、この辺についてはどのようにお考えになったのか、お聞かせください。

議長(木暮治一君) 事務局長。

事務局長(吉原康之君) お答えする前に、申しわけありませんが、小さい資料、 議案の1ページをちょっとごらんいただきたいと思います。

先ほど申し上げました議案の最後6でありますが、やや違った内容でご説明申し上げましたが、6はごらんいただいているように農業基盤整備事業、園芸振興対策事業、畜産事業及び林業振興事業については、現行のとおり継続し、新市において調整するものとする、これが正しいので、ただいま申し上げましたようにご訂正いただきたいと思います。申しわけありませんでした。

それから、ご質問でありますけども、市全体の下水処理につきましてはそれぞれご承知のように農業集落排水以外でも、例えば公共下水道、それから合併浄化槽、それからコミュニティ・プラント、それぞれ目的に応じました整理をしておるわけでありますが、今後これまでと同様に6市町村仮に合併した後についても、それぞれその地域に合った対応をしていくというようなことで考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(木暮治一君) はい。

委員(新井晟久君) 農集、公共下水道、これらについては水洗便所の改造資金の貸付制度というのがございます。それ以外の地区においては、これから単独が入っていまして、できれば環境整備を考えた場合には、合併処理浄化槽が最も望ましいわけでございますので、農集排、公共下水道以外の地区においては、そういう農集排、公共下水道が入らない地区においては、できれば単独から合併に移行する場合に補助制度についても、ぜひこの際考えておいてもらいたいと、こういうことを今思っておるわけでございますが、水洗便所については改造資金があるんですけども、単独から合併に移る場合のその工事の補助制度というんですかね、その点についてはどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

議長(木暮治一君) 局長。

- 事務局長(吉原康之君) 下水排水につきまして、全体の考え方については1問でご説明申し上げたとおりでありますけども、今後下水処理の普及というような面でいきますと、お話の整合化みたいな話も非常に重要でありますけども、今後調整する中で、新市において財政等の状況を勘案しながら整理をしていくというようなことがよろしいんじゃないかというふうに考えておりますので、そういったご理解でお願いをしたいと思います。
- 議長(木暮治一君) よろしいですか。 はい。
- 委員(岩崎幸代君) 赤城村の岩崎ですが、ここに今6項目のところで新市において調整する、まことに全くそのとおりで、ここになると今渋川の新井委員が言ってくれても、またこの調整ということで終わるわけなんですが、赤城村においてはまだ水洗、その他、農業集落排水、それぞれ今言った合併浄化槽等計画はあります。ただ完工していないというのが50%ぐらいあるという中で、これは新市において調整するということなんですが、ぜひその辺も新市においてはもう発言するところがないというような感じがしますんで、ここで常に強く要望しておいて、本当に新市において調整するを真摯に私も受けとめておりますんで、その辺を強く要望しておきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

議長(木暮治一君) ご意見につきましては真摯に受けとめてまいります。 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ないようですので、質疑を終結をいたします。

それでは、お諮りをいたします。議案第46号につきましては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、議案第46号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第47号 協議項目24 15「商工観光関係事業の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

議案第47号 協議項目24-15 商工観光関係事業の取扱い

事務局長(吉原康之君) それでは、小さい資料の3ページをごらんいただきたい

と思います。議案第47号につきましてご説明を申し上げます。

協議項目24 15「商工・観光関係事業の取扱い」につきまして、次のとおり定めるものであります。末尾に記載のとおり、1、金融制度につきましては次のとおりとし、(1)、小口資金につきましては、現行のとおりとし、新市において調整をする。(2)、商業活性化資金については、渋川市、赤城村、北橘村の例により、(3)、商工貯蓄共済融資利子補給については、新市において調整をする。2、商店街等振興対策については、新市において調整をし、3、観光事業に係る「まつり」、「イベント」については、現行のとおりとする。4、勤労対策については次のとおりとし、(1)、勤労者生活資金及び勤労者住宅建設等利子補給事業については、渋川市の例により、(2)、定住促進建設利子補給事業については、渋川市の例により、(2)、定住促進建設利子補給事業については、新市において調整をするとするものであります。

大きい資料の協議項目参考資料14ページをお願いいたしたいと思います。調整方針につきましては、ただいま説明いたしたとおりでありまして、調整理由・課題、右の欄でありますが、調整方針ごとに整理をいたしておりまして、まず1の金融制度では、小口資金においては預託制度を利用しているところ、利子補給をしているところ等相違が見られますが、当面調整が難しいことから調整をしないものとし、課題といたしましては新市において預託額増額の検討や審査委員選任の検討の必要性を挙げております。

左側の現況の欄、1の金融制度でありますが、渋川市では預託制度を利用しておりますが、他町村では利用しておりませんで、そのかわり利子補給制度を設けております。この欄の下段にあります町村における利子補給率については、違いが見られるところであります。

次の商業活性化資金については、県との協調融資でありますことから、内容については違いが見られません。下段の商工貯蓄共済融資利子補給については、記載の小野上村等で実施されておりますが、貸付額、利率、利子補給期間等に差異が見られるところであります。

15ページをお願いいたします。2の商業振興事業でありますが、調整理由・課題の欄でありますが、調整は振興対策や補助金に差異があるものの商工会議所及び商工会の統合の必要があることから、当面行わないこととし、課題といたしましては、長期的な展望に立った振興方策の検討の必要性を挙げております。

左側の現況の欄、2の商業振興事業でありますが、表の(1)の商店街等振興対策では、渋川市は記載のとおり数種類の補助事業や支援事業を行っていますが、他の町村ではいずれも商工会の補助のみという状況にあります。

次の16ページをお願いいたします。3の観光事業でありますが、右側の調整理由・課題の欄でありますが、まつり等についてはそれぞれ違いが見られますが、

地域の伝統的な行事であるなどのことから、調整は行わないこととし、左側の現況の欄の表でありますが、それぞれ市町村のまつり等を整理をいたしておりまして、これまでの経緯等からさまざまなまつり等が実施されているところであります。

ここで訂正をお願いいたしたいと思いますが、渋川市の欄でありますが、下段にあります渋川山車まつりの金額が入っています872万6,414円でありますが、そこへ千円と1,000円単位がついていますが、千円を削っていただきたいと思いますんで、ご訂正をよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、17ページをごらんいただきたいと思います。4の勤労対策でありますが、右側の調整理由等の欄で、勤労者生活資金等においては融資限度、利子補給率に差が見られること、また特別な利子補給制度を設けているなどのことから調整するものでありまして、課題といたしましては取り扱い金融機関の拡大の検討の必要性を挙げております。

左側の現況の欄、表の(1)の制度融資では、小野上村以外には勤労者生活資金等があり、内容についてはほぼ同様の状況にあります。(2)の勤労者対策では、やはり小野上村以外には勤労者住宅建設等利子補給事業がありますが、利子補給対象貸付額や利子の補給方法、補給利子に違いが見られるところであります。なお、小野上村ではこれらの事業のかわりに下段に記載の定住促進住宅建設利子補給事業を実施しておりますが、これは勤労者以外にも対象としている点で、他市町村との事業と異なっております。欄外の表でありますが、調整方針に沿って勤労者住宅建設等利子補給事業の利子補給を2%とした場合の財政影響額を整理いたしたものでありまして、合計欄の一番右側になりますが、総額では117万9,000円ほどになります。

次の18ページをお願いいたします。5の工業振興対策でありますが、右側の調整理由等の欄、企業に対する地方税の優遇措置に相違があることから、新規企業については新市において調整をし、課題といたしましては誘致企業の選定や産業振興方針の検討の必要性を挙げております。

左側の現況の欄になりますが、表の優良企業誘致促進事業では、伊香保町以外はそれぞれ条例を制定し、対応をしておりますが、先ほど申し上げたとおり優遇措置等に違いが見られるところであります。このほか渋川市の欄でありますが、渋川市では有馬企業団地企業設置奨励要綱を制定をいたしまして、記載の内容の優遇措置を採用しているところであります。

19ページをお願いいたします。6の先進地事例でありますが、上段にあります山形市以外は本調整方針とほぼ同様の内容であると言えます。山形市では、小口資金についてのみの調整方針であります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願

いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりましたので、議案第47号につきまして ご質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) 質疑もございませんようですので、お諮りをいたします。 議案第47号につきましては原案のとおり決定することにご異議ございません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、議案第47号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第48号 協議項目24 18「上水道等の取扱い」についてを議 題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長。

議案第48号 協議項目24-18 上水道等の取扱い

事務局長(吉原康之君) 小さい資料の5ページをお願いいたします。議案48号に ついてご説明をいたします。

協議項目24 18「上水道等の取扱い」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、水道事業計画、給水区域につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金及び水道加入金については、現行のとおりとし、5年をめどに調整をするとし、2、給水装置工事手数料等については、渋川市の例によりとするものであります。

協議項目、大きい資料、参考資料の20ページをお願いいたします。調整方針は、ただいま説明をいたしましたとおりであります。右側の調整理由等でありますが、1の水道事業計画につきましては、調整は料金格差や水道の事業形態に差異があるものの料金の均一化や事業の統合が難しいことから、調整は行わないこととし、課題といたしましては、新市における基本計画の策定とこれに基づく事業計画、会計方式及び料金統一などの必要性を挙げております。

次の2の給水装置工事手数料等につきましては、差異があるため調整するもので、現況の欄、まず1の上水道事業でありますが、(1)の概要であります。それぞれ行政区域内人口を初め給水人口、給水件数等について詳細に整理をいたしておりますが、市町村の規模等によってかなりの違いがあることがわかるところであります。

次に、(2)の水道事業計画等ということでは、次ページにわたって整理をい

たしておりますが、それぞれ条例を制定いたしまして、事業を行っているところであります。上水道事業及び簡易水道事業を実施しているのは渋川市、伊香保町で、上水道事業のみを実施しているのは子持村及び北橘村であります。小野上村及び赤城村は簡易水道事業のみを実施しているところであります。

次の21ページをお願いいたします。2の水道料金・検針・収納では、まず(1)の水道料金でありますが、市町村によりまして徴収の基準、基本料金等かなりの違いが見られるところであります。表の中ほどになりますが、現行の料金をもとに一般家庭で1カ月30トン使用した場合の使用料を整理をいたしておりますが、小野上村の1,850円が最も安く、その隣になりますが、子持村の4,340円が最も高く、次いで北橘村の4,200円という状況になります。他はいずれも2,000円台であります。

次の22ページをお願いいたします。表の2欄目に量水器とありますが、小野上村や赤城村のように使用料を徴収しているところと、そうでないところがあります。

次に、3の給水装置工事でありますが、まず(1)の手数料等についてはごらんのとおり市町村によってかなりの違いが見られるところであります。(2)の加入金につきましても同様にかなりの違いがあり、全体的には渋川市が最も安い状況にありますが、口径によっては赤城村や北橘村の方が安いという状況にあります。なお、(1)と(2)の金額については、両者を合わせて金額の設定を行っているということであります。

次に、23ページをお願いいたします。この資料は6市町村の水道料金や水道事業の経営状況等について整理をいたしたものであります。まず、1でありますが、一般家庭が1カ月30立米使用の場合の水道料金を比較したものでありまして、先ほどの説明のとおりそれぞれ記載のとおりであります。最下段になりますが、各市町村が行った料金改定の状況で、最近では北橘村が平成15年4月1日に料金改定をしているところであります。表外にあります注記は、それぞれ記載のとおりでありますが、(2)及び括弧の3のとおり、小野上村及び赤城村の上水道料金にはメーター使用料が含まれております。

次に、2は1の場合と同様の条件で比較をいたしました県内11市の水道料金でありまして、表の一番右側にあります渋川市の2,900円が最も安く、右から4番目にあります富岡市の4,790円が最も高い状況にあります。

最後の3は、6市町村の経営状況について過去3カ年の状況を整理をいたした ものでありますが、最下段にあります純利益損失の欄をごらんいただきたいと思 いますが、伊香保町、子持村、北橘村に赤字が見られるところでありますが、子 持村及び北橘村の両村の赤字は改善されている状況にありますが、伊香保町につ いては赤字が継続しているという状況にありまして、3カ年の合計では約3億 5,000万円の赤字であるということになります。なお、小野上村及び赤城村につきましては、企業会計方式ではありませんで、いわゆる官庁会計方式で整理をされていることから、同じ基準で比較ができませんので、そういったご理解でよろしくお願いをいたしたいと思います。

次の24ページをお願いいたします。関係法令ということで、地方公営企業法や 水道法の関係規定を抜粋したものでありますが、内容の説明は省略をいたします。

25ページをお願いいたします。6の先進地事例でありますが、上段にあります東かがわ市と下段の飛騨市の例が本調整方針とほぼ同様の内容でありますが、他は詳細にわたって調整方針を整理をしておりまして、特にさぬき市の例については詳細となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりましたが、議案第48号につきましてご 質問等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員(狩野義雄君) 北橘の狩野です。先ほど事務局の方から説明がございました 水道の供給単価についても、6市町村が異なっております。そして、なおかつ管 網整備についても、この辺についても非常に難しい問題で異なっておりますが、 この中で5年をめどに調整するとありますけども、この辺が5年で管網整備等料 金改定ができるのか、お伺いします。

議長(木暮治一君) 事務局長。

事務局長(吉原康之君) 先ほど申し上げました1の調整方針の中にあります水道 事業計画等についての記述がありますが、こういった水道事業計画を今後5年を 目途に調整をするということでありますので、ただいまお話がありました管網整 備等については、その水道事業計画等の中で検討をしていただくというようなこ とになろうかと思いますんで、具体的な工事等についてはその中で進めていただ くというようなことになろうかと思いますんで、よろしくお願いいたしたいと思 います。

議長(木暮治一君) はい。

委員(狩野義雄君) 先ほどから議長も新市になったら真摯に受けとめるという答 弁ですけども、この辺については到底今の状態の説明ではできるものではないか なと私は思うわけでございます。

それと、もう一点、23ページですかね、参考資料の中で、先ほど北橘村、子持村等が赤字があったということでありますが、伊香保町についても約3億5,000と言っておりますが、この赤字については他会計から補てんをしておるのか、それともう一点、13年前も累積があるのか、2点お伺いします。

議長(木暮治一君) 局長。

事務局長(吉原康之君) 伊香保町の予算等を見せていただいたところでは、赤字 予算を計上いたしておりまして、一般会計等からの補てんはされていないような 状況にあるというふうに我々の方は承知しておりまして、それからもう一つは、 13年度以前の赤字はどうかと、こういうお話でありますが、13年度以前も赤字に なっているような状況であります。

議長(木暮治一君) はい。

委員(狩野義雄君) 累計赤字があるということでございますけれども、この辺に ついては企業会計なので、県の方の指導、または学識の先生方がおりますけども、 この辺の企業会計についてどのような指導をしておるのか、お伺いします。

議長(木暮治一君) はい、どうぞ。

委員(小野宇三郎君) 一般会計からなのか、ちょっと私もわかりませんけども、 当然公営企業ですから公営企業会計で別会計でやるのが原則ですね。ですから、 水道事業は水道事業として公営企業でやると、原則でいきゃそうなんです。

議長(木暮治一君) はい、どうぞ。

委員(狩野義雄君) そうしますと、独立採算制の中でもこうした毎年、毎年赤字 決算を置いても県の方からも何の指摘も得ないで、こうした中でやっていくのか、 今までの累積赤字はどのくらいか、お伺いします。

議長(木暮治一君) 局長。

事務局長(吉原康之君) これは概算でありますけども、15年度末で約6億円であります。

議長(木暮治一君) はい。

委員(狩野義雄君) 議長にお伺いします。何か今聞いたところによると6億の累積があるということでございますけども、こうしたものについても真摯に受けとめていくということで、多分ありますけども、これから今の市長としてはこの辺について、万が一合併なさった場合についてはこうした累積赤字をどのような方法で処理をしていくのか、お伺いします。

委員(関口俊二君) それでは、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

えらい弁明になりますけども、狩野さんご心配をいただくような6億円もキャッシュフローで、現金で足んないわけじゃありません。減価償却分が現金になりますんで、その分を引いてて赤字決算になってしまっていると、ですからお金がそれだけ足んないじゃなくて、お金はそんなご心配をかける必要はありません。

委員(狩野義雄君) じゃ、大丈夫ですね、自信持って。

議長(関口俊二君) 大丈夫です。

委員(狩野義雄君) よく真摯に受けておきます。

議長(木暮治一君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ほかにございませんようですので、質疑を終結いたします。 それでは、お諮りをいたします。議案第48号につきましては原案のとおり決定 することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり決定されました。

続いて、議案第49号 協議項目24 19「公共下水道等の取扱い」についてを議 題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長。

議案第49号 協議項目24-19 公共下水道等の取扱い

事務局長(吉原康之君) それでは、小さい資料の7ページをお開きいただきたい と思います。議案第49号につきましてご説明を申し上げます。

協議項目24 19「公共下水道等の取扱い」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、下水道計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者負担金及び分担金については、現行のとおりとし、2、下水道使用料については、渋川市の例により、ただし、伊香保町については5年間で段階的に調整をするとするものであります。なお、用途区分に「温泉汚水(1 につき14円)」を加えるとするものであります。3、個別排水処理施設の使用料については、合併時に公共下水道使用料に統一をし、ただし、基本料金は8立米まで300円とするとするものであります。なお、分担金は新市において調整をし、4、コミュニティ・プラントについては、処理施設は現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料は公共下水道使用料に統一をし、5、水洗便所改造資金貸付制度等は、渋川市の例により統一し、合併浄化槽設置整備事業補助制度については、渋川市、伊香保町、赤城村及び北橘村の例によるとするものであります。

協議項目参考資料の26ページをお願いいたします。26ページでありますが、調整方針については、ただいまご説明申し上げましたとおりでありますが、右側にあります調整理由等であります。調整方針ごとに整理をいたしておりまして、次ページにわたっておりますが、まず1の事業計画及び受益者負担金については、差異がありますものの、現行事業計画等の変更は難しいことから調整は行わないこととし、2の下水道使用料については格差がありますことから、他の農業集落

排水事業との均衡を考慮し調整し、課題といたしましては伊香保町の格差が大きく、毎年15から20%の引き上げが必要であるということを挙げております。3の個別排水処理施設使用料につきましては、他の下水道使用料との差があるため調整し、課題といたしましては本事業が小野上村と赤城村だけで実施されておりますことから、同様の目的を持つ合併浄化槽設置補助事業との比較検討の必要性を挙げております。

現況の欄でありますが、1の下水道計画であります。ごらんのとおり赤城村以外はいずれも事業計画がありますが、事業方法については違いが見られるところであります。渋川市や北橘村については、利根川上流流域関連公共下水道事業として、伊香保町は町の単独事業として、そして小野上村及び子持村は特定環境保全公共下水道事業として、それぞれ実施をしているところであります。事業内容については、市町村の規模によって違いが見られるところであります。

27ページをお願いいたします。右側の調整理由の続きでありますが、4のコミュニティ・プラントにつきましては、施設がある渋川市及び赤城村の使用料格差が少ないため、下水道料金を統一するための調整を行い、5の水洗便所改造資金の関係では、制度内容に差異が見られるので調整をし、また合併浄化槽の関係では全市域に適用するために調整し、課題といたしましては合併浄化槽事業補助制度との比較検討の必要性を挙げております。

左側の表になりますが、2の受益者負担金であります。記載のとおり徴収基準や金額にかなりの違いがあることがわかります。3の下水道使用料でありますが、(1)については、徴収については1カ月とするもの、2カ月とするものとの違いが見られますが、算定対象はいずれも排出汚水量としております。(2)の使用料については、徴収基準及び金額にそれぞれ違いが見られますが、表の下段の数値は現行の料金で、一般家庭1カ月30トン使用した場合についての使用料を整理したものでありますが、伊香保町が1,500円で最も安く、小野上村が3,000円で最も高額となっております。他はいずれも2,900円台であります。4の個別排水処理施設でありますが、(1)の処理施設は小野上村及び赤城村で実施されておりまして、設置基数等については記載のとおりであります。

28ページをお願いいたします。冒頭の表の(3)の使用料でありますが、それぞれ欄の下段にあります、先ほどと同様に現行の料金で整理をしたものでありますが、小野上村の場合2,600円で、赤城村の場合は2,940円となっております。5のコミュニティ・プラントでありますが、渋川市と赤城村のみ施設がありまして、(3)の使用料につきましては先ほどと同様に現行料金で計算したものが下段にあります数値であります。

次の29ページをお願いいたします。この表は、各種下水処理施設における使用料につきまして、調整方針に沿って表頭の条件で計算した渋川市の下水道使用料

2,970円に合わせた場合の比較をしたものであります。それぞれ影にした部分でありますが、これが整理をした数字でありまして、増減額をあらわしております。例えば先ほども触れました伊香保町の場合を見てみますと、渋川市の2,970円に合わせますと1,470円の引き上げとなりまして、段階的な引き上げといってもかなりの影響が生じることになります。他は、同様にごらんをいただきまして、説明は省略をいたします。

下にあります表は、県内11市の使用料の状況を整理をいたしたものでありまして、表頭にありますように先ほどと同様の条件で計算をいたしますと、桐生市が2,380円で最も安く、最も高いのは館林の4,640円であります。渋川市は2,970円でありまして、安い方から4番目ということになります。

30ページをお願いいたします。6の助成制度でありますが、(1)の水洗便所の関係では、渋川市、伊香保町及び小野上村でそれぞれ条例を制定し、事業を実施しておりますが、融資限度額等の事業内容の違いが見られます。(2)の合併浄化槽の関係では、これは国、県、市町村がそれぞれ3分の1ずつの補助事業でありますので、制度の内容は同様であります。子持村の場合は、豪雪地帯の適用がありまして、補助金額がそれぞれ多額となっております。関係法令につきましては、下水道法等の関係規定を抜粋したものでありますが、説明は省略をいたします。

31ページをお願いいたします。7の先進地事例でありますが、冒頭にあります さぬき市の事例が本方針案とほぼ同様の内容となっております。東かがわ市と下 段の飛騨市の事例では、かなり簡単な方針となっておるようであります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりました。 議案第49号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。 はい。

委員(塩野光弘君) 伊香保の塩野でございます。先ほどは、ご丁寧なご意見ありがとうございました。この部分で、今局長の方からも説明ありましたように、かなり影響ありというふうな判断をしているというふうなご説明がありました。要するに公共下水道の使用料につきましてはですね、、一目瞭然でございまして、伊香保町が皆さん方他市町村に比べてはるかに安い現状になっております。これは、説明するまでのこともありません。そして、当然合併するということになれば、それに合わせていくと、あるいは調整していくということなんでしょうけれども、この下水道の料金につきましては調整をするではなくてですね、これで一本決まりだということでございます。したがって、伊香保だけがこの渋川の部分に合わせていくということでございますので、その辺の部分、当然いろんな分科

会、専門部会の中で検討されて5年間ということの段階的な、いわば引き上げということになってきたんだろうというふうに思うんですけれども、率的に言えばですね、この例で出ておりますように、1,500円を2,970円にする、簡単に申せばほぼ倍額上げる、しかもそれは5年間でやるという、こういうことは一般的な料金改定の中ではあり得ないことでございます。料金制度の改定の年月日等が出ておりますけれども、少なくとも5年間で100%近い、段階いろいろありますから違いますけれども、その中で100%近い数字を上げていくということは、やはり本来的にはあり得ない。特に段階的に上になっていきますと、非常に差が縮まってくるんでありますけれども、一般家庭のいわば勤労者的な人たちがこうむる影響というのはかなり大きいものだいうふうに判断をしなければいけないというふうに思うわけです。

したがいまして、ご提案でございますけれども、5年というのがどういう計画から出てきたものだかわかりませんけれども、少なくとも私は最低10年間ぐらいのご面倒を見ていただいてですね、町民の皆さん方が理解できるような部分というのをぜひご考慮願いたい。できればそういうことで、再度この部分についてはですね、もう一度検討する場を与えていただければありがたいというふうに思いますが、よろしくお願いします。

議長(木暮治一君) 事務局長。

事務局長(吉原康之君) 結局ですね、経営と料金というような関係になるかと思います。これは、ほかの市村の事例を見ますと、それぞれ企業会計なり、企業会計とっているところは少ないわけでありますけども、特別会計等で経営をしておるところがあります。ですから、そういう意味ではそれぞれ伊香保町以外については、伊香保町でもそうでありましょうが、経営と料金というようなことで、このバランスのとれていない料金になっているところがあるわけでありますけども、そういう中で料金が決定されてきていると、こういう状況になっておると思います。ですから、これまでの専門部会あるいは幹事会等の議論の中でもそういったことを前提に、今後5年以内に料金を改定していかないと下水道なりの経営そのものがですね、全体的に経営が立ち行かなくなるというような状況を踏まえた方針だというふうに我々の方は考えておりまして、基本的にはいずれにしてもどこかで負担する話でありますから、その辺は一定の時期に調整をしていかないと経営が立ち行かなくなるというような状況になりますので、その辺はぜひご理解いただきたいと思います。

委員(塩野光弘君) 言っておられることはよくわかるんです。やっぱり伊香保町 もそれだけの努力をしてですね、皆さん方と足並みをそろえていきたい、いくべ きだということについてはわかるんですけれども、説明としてはやはり5年間で こうしなければ財政的に成り立たないというふうに、今局長申しましたけれども、 そういった部分が果たしてじゃ計数的にきちんと示されて、こういうことなんだからこうなんだというふうな部分というのはですね、はっきりと町民の皆さん方に説明することができれば、それは当然それで納得できることだというふうに思いますけれども、ただ単に現時点におきましてですね、財政的な影響を及ぼすから5年間で何とかしていただきたいというふうな部分としては、やはり納得しかねる部分があるんではないかというふうに思うんです。したがいまして、私が申し上げているのは、10年というふうな数字を申し上げましたけれども、何らかの形でこの問題もう一度再検討していただくということができないんだろうかどうただろうかというふうに思うんですけども、いかがでございましょうか。

議長(木暮治一君) ただいま塩野委員の方から伊香保の現状等についてのご質問いただいたわけでございます。私が今まで聞いている中で、伊香保町の下水道事業はかなり老朽化をしている、手を入れなければならない、そんな状況もお聞きしているところでございます。そういった観点から、協議会のそれぞれの部署においてご協議をいただいたわけであります。そういったことをご理解をいただきまして、この中でほかの委員の皆さん方からいかにすべきかご意見がありましたらお願いいたします。

はい。

委員(新井晟久君) 確かに住民、市民が負担する金額が安いにこしたことはございませんが、これから経営を維持していくためには、先ほど今市長が話があったように、かなり伊香保も公共下水の歴史が古いと思うんですね。それによって、やはり処理施設も恐らく手を加えなけりゃなんないんじゃないかと、そういうことを考えた場合に5年以内に渋川と同じような形での調整をしていくと、そういうことは当然その中において伊香保の処理施設も、また新たに施設を改造しなきゃなんない、そのお金を考えれば、それはまたいたし方がないんじゃないかと、このように私は思いますが。

以上です。

議長(木暮治一君) ただいま新井委員の方からご意見が出ました。ほかの委員の 皆さんからも何かを出していただきたいと思っております。

議長(木暮治一君) 戸所委員。

委員(戸所 隆君) 高崎経済大学の戸所です。私も基本的に今新井委員と同じ考えで、ここは伊香保町の場合には町単独の公共事業ということでやってきておられる、これがどういう、ちょっと私今の段階で細かくはわからないんですけど、先ほど会長の方からですね、かなり老朽化しているという、こういうお話がありました。これは、私のかつての大学にいたときの経験なんですけども、新しいところ、高等学校を合併しました。これ非常に老朽化している、非常に安くしていたわけですけれども、結局同一の私がいたところと均一のレベルに持っていくと

なると全部やり直ししなきゃならない。そうすると投資がかなり要るということが出てくるんですね。そうしますと、かえってお金がかかるというようなこともある。そういうことを考えますと、細かなことをこの協議会で、これだけじゃなくて先ほどの水道事業も含めてさまざまなものをですね、一つ一つ精査して、れはどのくらいかかるからとやっていくと時間が正直言ってないんだと思うんですね。大枠として、大体先ほどのところ見ていただきますと、県内のところでいうとかなり極端に伊香保が安いと、これは恐らく最初のころからやっておられて減価償却が済んでですね、それなりの今までのメリットがあった、しかしこれからまたどうなるかわかんない、そういうふうに考えると、合併というものにつきましては、将来に向かって皆さんで協力して全体としていいまちをつくっていこうということになると、このあたり5年間の猶予があればかなり一般的に見れば上部と言うとちょっとおかしいんですが、いい状態じゃないかなというふうに私などは思うんですけども、いかがでしょうか。

議長(木暮治一君) ご意見をいただきました。

塩野委員、ご理解いただけますか。

ほかにご質疑等ございませんか。

はい。

- 委員(狩野義雄君) 北橋の狩野です。先ほどちょっと伊香保さんに言い過ぎたかなと思うんですけどね、やはりこうした一つの中で、合併するときには一斉にしなかったならば、そこだけが段階的となればどこの町村でも全部そうなると思います。その辺について会長もしっかりとした判断でいかないと、あれもこれもみんな段階となったらね、また先ほど戻りますけれども、水道の料金でも逆ざやで原水と供給等が非常に差があります。やはり企業会計であるので、そういうところも直していかなければいかんかなと、やはり一つのものをつくっていくのには平等なものでないとこれからは大変かなと思います。できるだけそのようにしてください。お願いします。
- 議長(木暮治一君) 本当に合併というものにつきましては、お互いに我慢すべき ところは我慢していただかなければならない問題もあるわけであります。それぞ れが今の安い料金でというのは当然一番求められるわけでありますけれども、厳 しい状況の中ではやむを得ないものもあろうというふうに考えております。よろ しくご理解を賜りたいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ほかにご質問もないようでありますので、お諮りをいたしま す。

議案第49号につきましては原案のとおり決定することにご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第50号 協議項目24 20「学校教育の取扱い」についてを議 題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長。

議案第50号 協議項目24-20 学校教育の取扱い

事務局長(吉原康之君) それでは、小さい資料の9ページをごらんいただきたい と思います。議案第50号についてご説明を申し上げます。

協議項目24 20「学校教育の取扱い」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、小学校、中学校については、現行のとおりとし、2、奨学金貸与制度については、渋川市の例により、給付制度については、新市において調整するとするものであります。3、通学バス運行については、現行のとおりとし、遠距離通学児童・生徒通学費補助については、渋川市の例により、4、学校給食については調理施設及び配送先等については、当面の間、現行のとおりとし、給食費については、新市において調整するとするものであります。5、幼稚園につきましては、次のとおりとし、(1)、公立幼稚園の保育料については、渋川市の保育料を基本に、合併後5年をめどに調整をし、(2)、送迎マイクロバスの運行につきましては、現行のとおりとし、その利用料は、北橘村の例により、(3)、減免制度については、新市において調整し、(4)、私立幼稚園及び私学奨励については、現行のとおりとするものであります。

協議項目参考資料の32ページをお願いいたしたいと思います。調整方針については、ただいまご説明したとおりであります。右側の調整理由等でありますが、2の奨学金貸与制度については、実施市町村で差異があることから調整するもので、3の通学バスについては差異がありますものの、それぞれ経緯がありますことから調整しないものとし、課題といたしましては、実施していない北橘村との地域格差の発生ということを挙げております。遠距離通学児童等の助成については、差異がありますので調整し、調整方針に沿って調整をいたしますと、赤城村における補助対象の範囲の縮小ということを挙げております。4の学校給食の関係では、調理施設、配送先、職員、給食費などに差異が見られますものの調整は行わないものとし、課題といたしましては、現在の施設の状況から共同調理場の建設の必要性を挙げております。

現況左側の欄の小中学校の概要でありますが、以下に掲げました表のとおりでありまして、内容の説明は省略をいたします。

33ページをお願いいたします。右側の5の調整理由でありますが、差異がありますものの調整は合併後に行い、課題といたしましては、保育料の送迎の状況についての住民への周知の徹底ということを挙げております。

現況の欄をごらんいただきたいと思いますが、2の奨学金制度でありますが、ごらんのとおり3市町村に制度がありまして、制度の内容については違いが見られるところであります。伊香保町の欄、最下段にありますように伊香保町では給付事業も実施しているところであります。3の児童・生徒通学支援でありますが、(1)の通学バスにつきましては、北橘村以外ではいずれの市町村でも実施しておりますが、路線数や利用量などに違いが見られるところであります。(2)の遠距離通学児童・生徒通学費補助の関係では、渋川市、赤城村及び北橘村で制度化されているところでありますが、対象者や補助額に差異が見られるところであります。

34ページをお願いいたします。4の学校給食でありますが、(1)の調理施設では、市町村によって共同調理場方式と自校方式との違いがありまして、(2)の配送先については、市町村の規模によって違いが見られるところであります。(3)の給食費についても、これまでの市町村の状況を反映いたしまして、それぞれ違いが見られるところであります。

次の35ページをお願いいたします。5の幼稚園でありますが、まず(1)の公立幼稚園の関係では、保育料に違いが見られ、渋川市の5,900円が最も高額でありまして、小野上村の2,000円が最も安い状況にあります。また、送迎のバス利用料にも有料としているところと、そうでないところと違いが見られるところであります。(2)の保育料減免制度でありますが、制度の内容については、記載のとおり違いがあることがわかります。

次の36ページをお願いいたします。(3)の私立幼稚園は、渋川市にだけありまして、就園奨励費補助制度を設けておりますが、内容については説明を省略をいたします。

37ページをお願いいたします。6の先進地事例でありますが、冒頭の西東京市や下段のかほく市及びさぬき市では通学区についても調整方針を整理をいたしておりまして、上段のあきるの市及び篠山市の調整方針は、包括的な内容の調整方針であります。また、下段の東かがわ市の事例は、本調整方針と類似の内容になっておりますが、本調整方針よりもさらに詳細に整理をいたしておるところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

- 議長(木暮治一君) ただいま議案第50号についての事務局の説明が終わりました。 ご質問等ございましたらお願いをします。 はい。
- 委員(池田洋一君) 赤城の池田です。議案50号の参考資料その2の33ページですか、これに対する遠距離通学児童・生徒補助金についてのことですけれども、これがですね、赤城と渋川行っておるわけですけれども、渋川市の例によると、こういうことに書かれております。そういいますとですね、距離において渋川市においてはですね、4 キロと6 キロ、赤城村においては3 キロと5 キロで今行っておるわけです。渋川市の例によりますと1 キロずつ延びるということでいくとですね、うちの赤城村においても道路事情もありますし、また山岳地帯だという中で、今現在三原田小21人、刀川小20人、津久田小1人、北中10人という中にですね、52名の方が遠距離から通学しておるわけです。これを渋川市の例によるということになりますと、1 キロふえるわけです。それによって、今現在52人の人が恐らく1 キロふえることによって5 人程度になるのではないか、こういうことになりますとですね、非常に赤城村の父兄といたしましても影響が大きいわけでございます。これについて、ぜひこれを渋川市の例によるということではなくですね、現行のとおりとするようなことに訂正していただきたい、こう思いますので、よろしくお願いします。
- 議長(木暮治一君) ただいま赤城村の池田委員より小中学校の通学バス運行につきまして、遠距離通学児童の距離について渋川市の例によるということになりますと、1キロずつそれぞれ少なくなるという中で、これを何とかお願いしたいというふうなご意見でございますが、いかがでしょうか。

それでは、委員の皆さん方からご意見ございませんですが、私どもの方から訂正といいますか、案を出したいと思いますが、お願いをいたしたいと思います。 学校教育の取扱いの第3、通学バス運行につきましては、現行のとおりとし、遠距離通学児童・生徒通学費補助については、現行のとおりとするというふうに訂正をしていきたいと思いますが、ご意見いかがでしょうか。

事務局より改めて読みかえさせます。

事務局長(吉原康之君) それでは、会長の方から申し上げたとおりでありますが、 確認の意味で、私の方からもう一度読み上げてみたいと思います。

先ほど説明の3では、通学バス運行については、現行のとおりとし、遠距離通学児童・生徒通学費補助については、渋川市の例による、こういう案でありましたが、会長が申し上げた案につきましては、通学バスの運行及び遠距離通学児童・生徒通学費補助については、現行のとおりとする。全体に現行のとおりとする、こういうふうな調整方針を会長が先ほど示したところであります。

議長(木暮治一君) いかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) それでは、ただいま局長の方から改めて申し上げましたよう に、第3項目につきましては通学バス及び遠距離通学児童・生徒通学費補助については、現行どおりとするということに訂正をお願いしたいと思います。

そのほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第50号につきましては、ただいま訂正をいたしましたものを含めまして原 案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議なしと認めます。

それでは、議案第50号につきましては、先ほど申し上げましたとおり決定をされました。

続きまして、議案第51号 協議項目24 21「社会教育の取扱い」についてを議 題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長。

議案第51号 協議項目24-21 社会教育の取扱い

事務局長(吉原康之君) それでは、小さい資料の11ページをごらんいただきたい と思います。議案第51号についてご説明を申し上げます。

協議項目24 21「社会教育の取扱い」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、生涯学習、芸術文化振興、公民館、青少年教育の各種事業については、現行を基本に新市において調整をし、2、成人式については、新市において統一的実施に向けて調整をし、3、文化財整備については、新市において整備計画を策定し、順次実施し、4、体育祭及び市民スポーツ祭については、新市において統一的に実施に向けて調整をするとするものであります。

協議項目参考資料38ページをごらんいただきたいと思います。調整方針については、ただいまご説明を申し上げたとおりであります。右側の調整理由等の欄でありますが、調整は調整方針の項目ごとに整理をいたしておりまして、まず1の生涯学習や芸術文化振興などについては、事業の内容など6市町村において差異が見られますものの各市町村のこれまでの経緯や実績等から調整は難しいので、調整をしないものとし、課題といたしましては、これまでの実績を生かして地区公民館との連携の必要性、文化財の全市域実施の検討、公民館、図書館などの整理の必要性、適正な職員配置の検討の必要性などを挙げております。

次に、成人式については、調整は行わないものとし、課題といたしましては、 統一会場で実施する場合の駐車場や式に要する時間などの検討の必要性を挙げて おります。

左側の現況の欄でありますが、1の社会教育関係でありますが、(1)の社会教育・文化施設の概要以下、数ページにわたってそれぞれ表に整理をいたしたような状況でありますが、内容の説明は省略をさせていただきます。

39ページをお願いいたします。同じく右側の調整理由等でありますが、3の文化財整理の関係では、保存、活用等に違いが見られますものの調整は行わないものとし、課題といたしましては国庫補助事業の調整の必要性、職員の適正配置、民間調査員の文化庁の通知に基づく導入の検討、現有資料の整理事業と活用事業の調整の必要性などを挙げております。4の体育祭やスポーツ祭については、内容及び方法等に違いが見られますものの調整は行わないものとし、課題といたしましては、運営方法や内容等の検討の必要性を挙げております。

左の現況の欄、(4)の公民館各種講座につきましては、これまで実施している講座の種類等、それぞれかなりの違いが見られるところであります。(5)の成人式については、ほぼ同様の内容で実施されていることがうかがわれるところであります。

40ページをお願いいたします。2の青少年教育関係でありますが、6市町村ではそれぞれ表に整理をいたしました状況にありまして、市町村によって取り組んでいる活動等にやや違いが見られますが、おおむね同様の活動を行っているという状況にあります。

41ページをお願いいたします。3の図書館でありますが、まず(1)の設置箇所数では、図書館単独のもの、公民館図書室としているものがありまして、設置箇所数については記載のとおりであります。(2)の蔵書数については、渋川市の約23万6,000冊を筆頭にそれぞれ記載の蔵書数となっております。(3)の移動図書館は、小野上村及び子持村におきましてそれぞれ記載の内容で実施されているところであります。4の文化財保護管理でありますが、(1)の指定文化財の状況及び(2)の文化財整備につきましては、表に整理をいたしましたとおりでありますが、市町村の歴史的経緯などの違いによりまして、その状況や対応に差異が見られるところであります。

42ページをお願いいたします。5のスポーツ振興事業でありますが、以下に記載のとおりでありまして、内容の説明については省略をいたします。

最後に、43ページをごらんいただきたいと思います。関係法令でありますが、 社会教育法や文化財保護法などの関係規定を抜粋したものでありまして、内容の 説明は省略をいたしまして、44ページをお願いいたします。6の先進地事例であ りますが、上段にありますかほく市等の事例は、比較的調整方針が簡単でありま すし、下段にあります西東京市等については、ごらんのとおりかなりの項目にわたって調整方針を整理をいたしております。いずれも冒頭で説明をいたしました本調整方針案とは内容的にややニュアンスの異なったものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりました。議案第51号につきましてご質 疑等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員(新井晟久君) 社会教育の取り扱いの中の1番にある生涯学習、芸術文化振興等と、これらについては新市において調整するということでございますが、このほかに例えば地域に根差した伝統芸能、伝統文化、それは地域の歴史でありますので、これらについては地域で充実強化を図ると、こういう今私が言った言葉が適切じゃないかもしれませんけれども、そういう点でやはり芸術文化というのは各市町村に文化協会があってそれぞれ活動しておりますので、その活動に入っていない地域での伝統芸能等については地域の歴史の中でさらに強化を図っていくと、こういうような文を入れた方が私はいいと思っているんですけど、いかがでしょうか。

議長(木暮治一君) 事務局長。

事務局長(吉原康之君) 先ほどご説明を参考資料ということで申し上げました38ページにそれぞれ社会教育関係ということで、詳細に整理した、これは一つの事例ということで挙げておりますが、(3)の芸術文化振興でありまして、今お話の各地域に根づいた伝統的な文化については、こういったところで整理をしておるというようなことでご理解いただけるかと思いますんで、よろしくお願いいたしたいと思います。

ですから、方針では芸術文化振興に入っていると、こういうご理解でよろしいかと思いますんで、よろしくお願いいたします。

議長(木暮治一君) はい。

委員(新井晟久君) そういう入っているということでございますけれども、これらについては新市において調整するというんですよね。どういうふうに調整するんですか、そういうのも入っているとすれば。例えば赤城の……

(何事か呼ぶ者あり)

委員(新井晟久君) 全部ひっくるめて伝統文化芸術振興で新市において調整する と。

議長(木暮治一君) 事務局長。

事務局長(吉原康之君) やや理屈の話になりますけども、1の調整方針をごらん をいただきますとおわかりだと思いますけども、生涯学習、それから芸術文化振 興云々というような記述がありまして、2行目になりますけども、現行を基本に新市において調整すると、こういうことでありますんでですね、場合によっては現行のとおり実施をすると、必要に応じて調整を行っていくと、こういうことでありますんで、基本は現行どおりということでありますんで、そのようにご理解いただければと思います。

議長(木暮治一君) 非常に表現については難しいものがありますけれども、新しいものについてはいろいろそれぞれ調整するものがあると思います。伝統文化等については大事にするということは基本の原則というふうに私も協議会としては認識しておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ほかにないようでありますので、質疑を終結をいたします。 議案第51号につきましては原案のとおり決定することにご異議ございません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり決定されました。

協議事項は以上であります。

次に、次第の4、その他に移ります。1、次回会議の協議項目について、2、 次回会議日程について、あわせて事務局より説明をお願いします。 事務局長。

その他

事務局長(吉原康之君) それでは、13ページをお開きいただきたいと思います。

4のその他でありますが、次回の協議項目についてご説明いたしますと、次回は平成15年度協議会歳入歳出決算について、それから といたしまして、新市建設計画(案)についてご協議をお願いすることにしておりますが、先ほど冒頭の会長の方のあいさつの中にございましたように、協議項目についてもやや協議の漏れているといいますか、まだ協議に上っていない項目もありますんで、この協議項目以外にも必要に応じて協議をお願いしていただくようなことも考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

協議会の日程でありますが、(2)でありまして、日時は6月29日火曜日でありますが、午後2時からこの渋川市市民会館小ホールの会場でお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(木暮治一君) ただいま次回会議の協議項目と会議日程につきまして説明さ

れました。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

- 委員(狩野義雄君) 大変申しわけありませんが、県の副会長であります伊香保さんがおりますけれども、この日については議会は群馬県の議員研修でございますので、議員はそろっておひまをいただきます。
- 議長(木暮治一君) この日程につきましては、既にかなり前に決めさせていただいているわけでありまして、そういった点については日程の調整できなかったわけですか。
- 委員(松本好司君) ここはまた、北橋さんの方から言っていただきましたけれども、県の方の日程がこの29日に伊勢崎の方で群馬県じゅうの町村議会が全員議員研修ということで、かなり前から決まっていました。まことに申しわけないんですが、これは年間行事で決まりましたんで、済みません。よろしくお願いしたいんですが、ご配慮をひとつよろしくお願いします。
- 議長(木暮治一君) 時間的には1日かかるわけですか。

それでは、町村議会の議員さんが全員欠席というふうな模様でありますので、 この日時等につきましては改めて検討させていただきたいと思いますが、よろし いですか。

(「できればきょう決めて」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) それでは、お諮りをいたしますけれども、29日の次の日、6月30日はいかがですか。午後です。

大丈夫ですか。町村長さんもよいようですし……30日のちょっと時間を今まで、 きょうは2時なんですが、1時ということでよろしいですか。

それでは、日程につきましては改めまして 6 月30日、午後 1 時、会場につきま してはちょっと調整をさせていただきます。

それでは、改めまして申し上げます。次回会議の日程につきましては、平成16年6月30日、午後1時、会場につきましては改めてご連絡申し上げます。そういうことで、委員の皆様方にはよろしくご出席賜りますようお願いいたします。

この際ですから、ほかに何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) 特にないようでありますので、以上をもちまして本日予定を いたしました協議事項等はすべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局次長(五十嵐研介君) 長時間にわたりましてご協議いただき、大変ありが とうございました。

以上をもちまして第8回渋川地区市町村任意合併協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉 会(午後3時30分)

(会議録署名)

渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに 署名する。

平成16年5月27日

議長	水荔治一
¥	
	7
*	路对按男
署名委員	λ